

福井市棗地区社会福祉協議会規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市棗地区社会福祉協議会と称する。

第2条 本会の事務所を棗公民館に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は棗地区住民がすべて健康で文化的で楽しい生活を営むことができるように地区内の住民が相協力して地区全体の福祉を増進し、明るく豊かな町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1、住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
2、住民の福祉の増進を目的とする各種団体の事業の連絡調整及び活動助成。
3、福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地区ぐるみの福祉活動の実践。
4、その他本会の目的達成に必要な事業。

第3章 組 織

第5条 本会は棗地区居住の全住民をもって組織する。

第6条 本会の関連事業のために委員会または部会を置くことができる。

第4章 役 員

第7条 本会に次の役員を置く。
会 長 1名 副会長 1名 事務局 4名以内
理 事 自治会代表 2名・民生委員代表 1名・福祉委員代表 1名・子ども会育成会代表 1名・更生保護女性会代表 1名・婦人学級代表 1名・長寿会代表 2名
監 事 2名〔自治会監事1名、福祉委員1名〕

第8条 会長、事務局長は代議員総会において選出、副会長は自治会連合会副会長をもって充てる。（任期は社協の年度末までとする。）
理事は、各団体の代表をもって充てる。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。
監事は会計を補佐する。

第10条 会長、事務局長の任期は1期2年とする。ただし、再任は妨げないが原則として2期までとする。
補欠により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。
役員は任期満了後であっても後任者が就任するまではその職務を行う。

第11条 総会において顧問を置く事ができる。
顧問は会長の諮問に応じまたは会議に出席し意見を述べる事ができる。

第5章 代 議 員

第12条 本会に代議員を置く。代議員は各自治会長及び民生委員、福祉委員、各団体長をもってあてる。

第 13 条 役員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。

第 6 章 福 祉 委 員

第 14 条 本会は福祉事業推進のため、福祉の窓口となる福祉委員を若干名置く。

第 15 条 福祉委員の役割は次の通りである。

- (1) 福祉問題の発見
- (2) 福祉情報の伝達
- (3) 近隣の協力者の開拓
- (4) 社会福祉協議会組織の一員としての活動への参加

第 7 章 会 議

第 16 条 会議は代議員及び理事会とする。会議は会長が召集する。

第 17 条 代議員総会は年 1 回これを開く。理事会及び代議員会は必要に応じ随時開く。

第 18 条 代議員総会は次の事項を審議する。

- 1、庶務に関する事項、事業報告、事業計画、規約の変更、予算、決算に関する事項、役員選任に関する事項。
- 2、代議員総会には委任状を含めて、半数以上の出席を要する。

第 19 条 理事会において審議する事項は代議員会に附議する事項、その他事業実施上必要と認める事項。

第 8 章 会 計

第 20 条 本会の会計は会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる。

第 9 章 慶 弔

第 22 条 慶弔に関しては次のとおりとする。

- 1、正副会長・理事・監事・事務局が死亡した場合、香料 5,000 円を贈り、会長が会葬する。
- 2、その他必要が生じた場合、会長の判断により決定する。

付 則

この規約は平成 6 年 6 月 8 日から施行する。

この規約は平成 7 年 10 月 27 日全面改正

この規約は平成 11 年 3 月 20 日一部改正

この規約は平成 16 年 4 月 9 日一部改正

この規約は平成 18 年 4 月 12 日一部改正

この規約は平成 20 年 4 月 8 日一部改正

この規約は平成 23 年 4 月 13 日一部改正

この規約は平成 24 年 4 月 13 日一部改正

この規約は平成 25 年 4 月 23 日一部改正

この規約は平成 26 年 4 月 16 日一部改正

この規約は平成 28 年 4 月 15 日一部改正